荒川区非木造建物耐震化推進事業制度要綱

平成２０年１２月１０日制定
（２０荒都住第７３２号）
（副区長決定）
平成２１年８月１０日一部改正
平成２２年６月１日一部改正
平成２２年８月２０日一部改正
平成２３年１０月１３日一部改正
平成２４年３月３０日一部改正
平成２５年３月２９日一部改正
平成２６年３月３１日一部改正
平成２７年３月３１日一部改正
平成２９年３月３１日一部改正
平成３１年１月９日一部改正
令和元年６月１７日一部改正
令和元年１０月　９日一部改正
令和３年３月３１日一部改正
令和６年１２月２日一部改正
令和８年３月３１日一部改正

荒川区分譲マンション耐震診断事業実施要綱（平成１９年２月２６日付け１８荒都住第９３４号）の全部を改正する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この要綱は、大規模地震による倒壊等のおそれがある非木造建物について、耐震診断に基づき耐震補強工事、耐震建替え工事等を行う区民を支援する制度（以下「非木造建物耐震化推進事業制度」という。）を確立することで建物の耐震性の向上を推進し、もって大規模地震による建物倒壊等から区民の生命と財産を守ることを目的とする。

（通則）

第１条の２　非木造建物耐震化推進事業に対する補助の実施については、荒川区補助金交付規則（昭和６２年荒川区規則第２７号）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　耐震診断　建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成１８年国土交通省告示第１８４号。以下「方針」という。）に基づく非木造建物に係る耐震診断をいう。

（２）　耐震補強設計　方針並びに準耐火構造の構造方法を定める件（平成１２年建設省告示第

１３５８号）、耐火構造の構造方法を定める件（平成１２年建設省告示第１３９９号）及び防火構造の構造方法を定める件（平成１２年建設省告示第１３５９号）に基づく耐震補強の設計をいう。

（３）　耐震補強工事　耐震補強設計に基づき行う耐震補強工事をいう。

（４）　耐震建替え工事　既存の建物を除却するとともに、当該建物の敷地若しくはその一部の土地又は当該建物の敷地の全部若しくは一部を含む土地に建物を新たに建築する工事をいう。

（５）　分譲マンション　２以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和３７年法律第６９号。以下「区分所有法」という。）第２条第２項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が存する建物で人の居住の用に供する専用部分（区分所有法第２条第３項に規定する専用部分をいう。）がある共同住宅で、分譲の用に供する住戸が全住戸の数の３分の１以上あるもの（事務所、店舗等の用に供する部分の床面積の合計が、その建物の延べ面積の２分の１未満であるものに限る。）をいう。

（６）　管理組合　分譲マンションの管理を行う区分所有法第３条若しくは第６５条に規定する団体又は区分所有法第４７条第１項（区分所有法第６６条において準用する場合を含む。）に規定する法人をいう。

（７）　賃貸マンション　共同住宅のうち、分譲マンションを除いたもので、賃貸の用に供する２戸以上の住戸を有するもの（事務所、店舗等の用に供する部分の床面積の合計が、その建物の延べ面積の２分の１未満であるものに限る。）をいう。

（８）　設計図書　建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２条第６項に規定する設計図書をいう。

（９）　空き家　１か月以上使用されていない建物をいう。

（１０）　特定非営利活動法人等　特定非営利活動法人、社会福祉法人、町会・自治会、地域住民を主体とする団体その他の空き家等を活用することが地域の活性化につながるものと区長が認めたもの。

（実施する支援事業）

第３条　非木造建物耐震化推進事業制度として実施する支援事業（以下「支援事業」という。）は、次のとおりとする。

（１）　非木造建物耐震診断支援事業

（２）　非木造建物耐震補強設計支援事業

（３）　非木造建物耐震補強工事支援事業

（４）　非木造建物耐震建替え工事支援事業

（５）　分譲マンション耐震アドバイザー派遣事業

２　支援事業は、区の予算の範囲内で実施するものとする。

第２章　非木造建物耐震診断支援事業

（対象建物）

第４条　非木造建物耐震診断支援事業の対象となる建物は、区内にある非木造建物であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、区長が特に認める場合は、この限りでない。

（１）　次のいずれかに該当すること。

ア　分譲マンション

イ　借家人が現に居住する賃貸マンション
ウ　建物の所有者が現に居住し、かつ、延べ面積の２分の１以上が自己用住宅である戸建住宅
エ　借家人が現に居住する戸建住宅（事務所、店舗等の用に供する部分の床面積の合計が、その建物の延べ面積の２分の１未満であるものに限る。）
オ　荒川区町会事務所建設等補助金交付要綱（昭和５６年５月２６日付け５６荒区区発第１３２号）の規定による補助金の交付を受けることができる町会事務所又は町会会館
カ　医療法（昭和２３年法律第２０５号）に規定する住宅を有しない診療所
キ　空き家

（２）　昭和５６年５月３１日以前に建築された建物であること
（３）　耐震診断に必要な設計図書が備えられていること。ただし、当該設計図書の復元が可能な建物については、この限りでない。
（４）　建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）その他の関係法令等に違反していない建物又は著しい違反のない建物であって、かつ、その違反が工事の際に解消される程度であると区長が認めるものであること。
（５）　国、地方公共団体その他の団体による、この要綱に基づく補助金と同種の助成金等の交付の対象となる建物でないこと。

２　前項の規定にかかわらず、既に非木造建物耐震診断支援事業による補助金の交付を受けたことがある建物については、非木造建物耐震診断支援事業の対象としない。

（補助対象者）

第５条　非木造建物耐震診断支援事業について申請することができる者（以下この章において「補助対象者」という。）の要件は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。ただし、区長が特に認める場合は、この限りでない。

（１）　前条第１項第１号アに該当する建物　次に掲げる要件を全て満たす者であること。
ア　当該建物の管理組合又は区分所有者の代表者であること。
イ　あらかじめ、当該建物の耐震診断を受けることについて、区分所有者の半数以上の同意を得ていること。

（２）　前条第１項第１号イ、ウ、エ又はカに該当する建物　次に掲げる要件を全て満たす者であること。
ア　当該建物の所有者であること。ただし、所有者が法人の場合は、中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項各号に規定する中小企業者（宅地建物取引業法(昭和２７年法律第１７６号)第２条第３号に規定する宅地建物取引業者を除く。）又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成１８年法律第４８号。以下「一般法人法」という。）第２条に規定する一般社団法人等であること。
イ　住民税等を滞納していないこと。ただし、所有者が法人の場合は、法人住民税等を滞納していないこと。
ウ　当該建物が共同で所有される建物である場合にあっては、共有者全員によって合意された代表者であること。

（３）　前条第１項第１号オに該当する建物　荒川区町会事務所建設等補助金交付要綱の規定による補助金の交付を申請することができる者であること。
（４）　前条第１項第１号キに該当する建物　次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア　次のいずれかに該当すること。

（ア）当該建物の所有者若しくは当該建物を取得しようとするもの（これらの者が法人の場合にあっては、中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項各号に規定する中小企業者（宅地建物取引業法(昭和２７年法律第１７６号)第２条第３号に規定する宅地建物取引業者を除く。）又は一般社団法人等に限る。）又は当該建物の賃借人として、自ら居住しようとするものであること。

（イ）当該空き家等の所有者又は賃借人であって、自ら当該建物を使用して地域まちづくりに資する活動を行うもの又は当該活動を行うことについて、当該活動を行う特定非営利活動法人等と覚書を締結したものであること。

イ　住民税等（当該建物の所有者が法人である場合にあっては、法人住民税等とする。）を滞納していないこと。

（対象となる耐震診断等）

第６条　非木造建物耐震診断支援事業の対象となる耐震診断及び耐震診断に必要な設計図書の復元（以下「耐震診断等」という。）は、一級建築士が実施し、かつ、次に掲げる内容を全て含むものとする。ただし、申請者は、第４号、第５号及び第７号に掲げる内容について、区長と協議の上これを耐震診断の内容から除外することができる。

（１）　履歴調査、外観調査又は劣化調査等の実施に関すること。

（２）　図面、計算書等の内容検討に関すること。

（３）　床、梁、柱、壁等の耐震性の検討に関すること。

（４）　仕上げ材、避難路等の耐震性の検討に関すること。

（５）　設備機器の脱落、転倒及び移動等の検討に関すること。

（６）　耐震性能の総合的な評価に関すること。

（７）　耐震補強等の案の検討及び概算工事費の算定等耐震補強計画に関すること。

（８）　耐震診断報告書の作成に関すること。

（非木造建物耐震診断支援の方法）

第７条　非木造建物耐震診断支援事業による支援は、耐震診断に要した費用の一部として、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める方法により算定した額を補助する方法により行うものとする。

（１）　第４条第１項第１号アに該当する建物　１棟につき次のアに掲げる金額と次のイに掲げる金額とを比較していずれか低い方の額の３分の２の額（当該額に１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、１棟につき４，０００，０００円を限度とする。

ア　耐震診断等に要した費用の額

イ　次の（ア）から（ウ）までに掲げる区分に応じ、それぞれ（ア）から（ウ）までに定める額を合算した額

（ア）　床面積が１，０００平方メートル以内の部分　１平方メートルにつき４，５８０円

（イ）　床面積が１，０００平方メートルを超え、２，０００平方メートル以内の部分　１平方メートルにつき２，３５０円

（ウ）　床面積が２，０００平方メートルを超える部分　１平方メートルにつき１，５７０円

（２）　第４条第１項第１号イに該当する建物　１棟につき前号アに掲げる額と同号イに掲げる

額とを比較していずれか低い方の額の２分の１の額（当該額に１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、１棟につき２，０００，０００円を限度とする。

（３）　第４条第１項第１号ウ、オ、カ又はキに該当する建物　耐震診断に要した費用の３分の２の額（当該額に１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、１棟につき１５０，０００円を限度とする。

（４）　第４条第１項第１号エに該当する建物　耐震診断に要した費用の２分の１の額（当該額に１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、１棟につき１５０，０００円を限度とする

（非木造建物耐震診断に要する費用に係る補助金の交付の内定申請等）

第８条　補助対象者は、耐震診断に要する費用に係る補助金の交付を受けようとする場合は、当該建物の耐震診断を実施する前に、別表に掲げる添付書類を添えて、荒川区非木造建物耐震診断補助金交付内定申請書（別記第１号様式）により、区長に申請するものとする。

２　区長は、前項の規定による申請があったときは、内定の可否及び内定した場合は補助金の交付内定額を決定するとともに、決定内容を申請者に荒川区非木造建物耐震診断補助金交付内定可否決定通知書（別記第２号様式）により、当該申請をした補助対象者にその決定の内容を通知しなければならない。

３　区長は、前項の内定の決定に際しては、別紙１の条件を付すものとする。

（事業計画の承認）

第８条の２　補助対象者は、耐震診断が複数年度にわたる場合については、その初年度に係る前条第１項の規定による申請をする前に、別表に掲げる添付書類を添えて、荒川区非木造建物耐震化推進事業事業計画（承認・変更承認）申請書（別記第１号様式の２）を区長に提出し、耐震診断に係る事業費の総額、年度ごとの出来高、事業の完了の予定時期等（以下この項において「承認事項」という。）について、区長の承認を得なければならない。区長の承認を得た承認事項を変更する場合も、同様とする。

２　区長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認することを決定したときは荒川区非木造建物耐震化推進事業事業計画（承認・変更承認）可否決定通知書（別記第２号様式の２）により、当該申請をした補助対象者に通知しなければならない。

（申請の取下げ）

第９条　第８条第１項の規定による申請を行った者（次条第１項において「申請者」という。）は、耐震診断の実施が困難となる事情が生じたときは、速やかに、当該申請を、別表に掲げる添付書類を添えて、荒川区非木造建物耐震診断補助金交付内定申請取下書（別記第３号様式）により、取り下げなければならない。

（耐震診断の実施等）

第１０条　第８条第２項の規定による補助金の交付内定通知を受けた申請者（以下「診断補助内定者」という。）は、希望する業者と速やかに耐震診断に係る委託契約を締結するものとする。

２　診断補助内定者は、耐震診断に係る委託契約の締結後、速やかに耐震診断に着手するとともに、別表に掲げる添付書類を添えて、荒川区非木造建物耐震診断着手届（別記第４号様式）を区長に提出するものとする。

（耐震診断に要する費用に係る補助金の交付申請等）

第１１条　診断補助内定者は、耐震診断が完了したときは、別表に掲げる添付書類を添えて、荒川

区非木造建物耐震診断完了報告書兼補助金交付申請書（別記第５号様式）を、区長に提出するものとする。

２　区長は、前項の規定による申請があったときは、耐震診断が完了したことの確認及び当該申請に係る内容の審査をし、補助の可否及び補助する場合は補助金の交付額を決定するとともに、決定内容を申請者に荒川区非木造建物耐震診断補助金交付可否決定通知書（別記第６号様式）により、通知しなければならない。

３　区長は、前項の交付の決定に際しては、別紙２の条件を付すものとする。

（受領の委任）

第１１条の２　前条第２項の規定による通知を受けた診断補助内定者（以下「診断補助対象者」という。」）は、診断補助対象者が代理人として認めた者（以下「代理人」という。）に補助金の受領を委任することができる。

（耐震診断に要する費用に係る補助金の請求等）

第１２条　診断補助対象者は、速やかに荒川区非木造建物耐震診断補助金支払請求書（別記第７号様式）により、区長に補助金を請求するものとする。

２　区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに診断補助対象者又はその代理人に補助金を支払うものとする。

第３章　非木造建物耐震補強設計支援事業

（対象建物）

第１３条　非木造建物耐震補強設計支援事業の対象となる建物は、次に掲げる要件を全て満たす建物とする。ただし、区長が特に認める場合は、この限りでない。

（１）　この要綱による補助金の交付を受けて耐震診断が行われ、その耐震診断の結果、Ｉｓ値（構造耐震指標の値をいう。以下同じ。）が０．６未満であると診断された建物であること。

（２）　耐震補強設計を行った結果、Ｉｓ値が０．６以上となる建物であること。

（３）　耐震補強設計について、東京都と耐震改修計画の技術評定に関する協定を締結した第三者機関において評定を受ける建物（ただし、延べ面積が５００平方メートル未満の建物を除く。）であること。

（４）　建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）その他の関係法令等に違反していない建物又は著しい違反のない建物であって、かつ、その違反が工事の際に解消される程度であると区長が認めるものであること。

（５）　国、地方公共団体その他の団体による、この要綱に基づく補助金と同種の助成金等の交付の対象となる建物でないこと。

２　前項の規定にかかわらず、既に非木造建物耐震補強設計支援事業による補助金の交付を受けたことがある建物については、非木造建物耐震補強設計支援事業の対象となる建物としない。

（補助対象者）

第１４条　非木造建物耐震補強設計支援事業について申請することができる者（以下この章において「補助対象者」という。）の要件は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。ただし、区長が特に認める場合は、この限りでない。

（１）第４条第１項第１号アに該当する建物　次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア　当該建物の管理組合又は区分所有者の代表者であること。

イ　あらかじめ、当該建物の耐震補強設計を行うことについて、区分所有者の半数以上の同意を得ていること。

（２）　第４条第１項第１号イ、ウ、エ又はカに該当する建物　次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア　当該建物の所有者であること。ただし、所有者が法人の場合は、中小企業基本法第２条第１項各号に規定する中小企業者（宅地建物取引業法第２条第３号に規定する宅地建物取引業者を除く。）又は一般法人法第２条に規定する一般社団法人等であること。

イ　住民税等を滞納していないこと。ただし、所有者が法人の場合は、法人住民税等を滞納していないこと。

ウ　当該建物が共同で所有される建物である場合にあっては、共有者全員によって合意された代表者であること。

（３）　第４条第１項第１号オに該当する建物　荒川区町会事務所建設等補助金交付要綱の規定による補助金の交付を申請することができる者であること。

（４）　第４条第１項第１号キに該当する建物　次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア　次のいずれかに該当すること。

（ア）　当該建物の所有者若しくは当該建物を取得しようとするもの（これらの者が法人の場合にあっては、中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項各号に規定する中小企業者（宅地建物取引業法(昭和２７年法律第１７６号)第２条第３号に規定する宅地建物取引業者を除く。）又は一般社団法人等に限る。）又は当該建物の賃借人として、自ら居住しようとするものであること。

（イ）　当該空き家等の所有者又は賃借人であって、自ら当該建物を使用して地域まちづくりに資する活動を行うもの又は当該活動を行うことについて、当該活動を行う特定非営利活動法人等と覚書を締結したものであること。

イ　住民税等（当該建物の所有者が法人である場合にあっては、法人住民税等とする。）を滞納していないこと。

（非木造建物耐震補強設計支援の方法）

第１５条　非木造建物耐震補強設計支援事業による支援は、耐震補強設計に要した費用の一部として、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める方法により算定した額を補助する方法により行うものとする。

（１）　第４条第１項第１号アに該当する建物　耐震補強設計に要した費用の３分の２の額（当該額に１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、１棟につき１，０００，０００円を限度とする。

（２）　第４条第１項第１号イに該当する建物　耐震補強設計に要した費用の２分の１の額（当該額に１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、１棟につき５００，０００円を限度とする。

（３）　第４条第１項第１号ウ、オ、カ又はキに該当する建物　耐震補強設計に要した費用の３分の２の額（当該額に１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、１棟につき１５０，０００円を限度とする。

（４）　第４条第１項第１号エに該当する建物　耐震補強設計に要した費用の２分の１の額（当該額に１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、１棟につき１５０，０００円を限度とする。

（耐震補強設計に要する費用に係る補助金の交付の内定申請等）

第１６条　補助対象者は、耐震補強設計に要する費用に係る補助金の交付を受けようとする場合は、別表に掲げる添付書類を添えて、荒川区非木造建物耐震化推進事業補助金交付内定申請書（別記第８号様式）により、区長に申請するものとする。

２　前項の規定による申請を行うことができる期間は、第１０条第１項の委託契約に基づき実施された耐震診断の事業が完了した日から、同日から５年を経過する日の属する年度の末日までとする。ただし、区長が相当な理由があると認める場合は、この限りでない。

３　区長は、第１項の規定による申請があったときは、内定の可否及び内定した場合は補助金の交付内定額を決定するとともに、荒川区非木造建物耐震化推進事業補助金交付内定可否決定通知書（別記第９号様式）により、当該申請をした補助対象者にその決定の内容を通知しなければならない。

４　区長は、前項の内定の決定に際しては、別紙３の条件を付すものとする。

（事業計画の承認）

第１６条の２　補助対象者は、耐震補強設計が複数年度にわたる場合については、その初年度に係る前条第１項の規定による申請をする前に、別表に掲げる添付書類を添えて、荒川区非木造建物耐震化推進事業事業計画（承認・変更承認）申請書（別記第１号様式の２）を区長に提出し、耐震補強設計に係る事業費の総額、年度ごとの出来高、事業完了予定時期等（以下この項において「承認事項」という。）について、区長の承認を得なければならない。区長の承認を得た承認事項を変更する場合も、同様とする。

２　区長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認することを決定したときは荒川区非木造建物耐震化推進事業事業計画（承認・変更承認）可否決定通知書（別記第２号様式の２）により、当該申請をした補助対象者に通知しなければならない

（申請の取下げ）

第１７条　第１６条第１項の規定による申請をした者（次条第１項において「申請者」という。）は、耐震補強設計の実施が困難となる事情が生じたときは、速やかに、当該申請を、別表に掲げる添付書類を添えて、荒川区非木造建物耐震化推進事業補助金交付内定申請取下書（別記第１０号様式）により、取り下げなければならない。

（耐震補強設計の実施等）

第１８条　第１６条第２項の規定による補助金の交付内定通知を受けた申請者（以下「設計補助内定者」という。）は、希望する業者と速やかに耐震補強設計に係る委託契約を締結するものとする。

２　設計補助内定者は、耐震補強設計に係る委託契約の締結後、速やかに耐震補強設計に着手するとともに、別表に掲げる添付書類を添えて荒川区非木造建物耐震化推進事業着手届（別記第１１号様式）を、区長に提出するものとする。

（耐震補強設計に要する費用に係る補助金の交付申請等）

第１９条　設計補助内定者は、耐震補強設計が完了したときは、別表に掲げる添付書類を添えて、荒川区非木造建物耐震化推進事業完了報告書兼補助金交付申請書（別記第１２号様式）を、区長

に提出するものとする。

２　区長は、前項の規定による申請があったときは、耐震補強設計が完了したことの確認及び当該申請に係る内容の審査をし、補助の可否及び補助する場合は補助金の交付額を決定するとともに、荒川区非木造建物耐震化推進事業補助金交付可否決定通知書（別記第１３号様式）により、当該申請をした設計補助内定者にその決定の内容を通知しなければならない。

３　区長は、前項の交付の決定に際しては、別紙２の条件を付すものとする。

（受領の委任）

第１９条の２　前条第２項の規定による通知を受けた設計補助内定者（以下「設計補助対象者」という。」）は、設計補助対象者が代理人として認めた者（以下「代理人」という。）に補助金の受領を委任することができる。

（耐震補強設計に要する費用に係る補助金の請求等）

第２０条　設計補助対象者は、速やかに荒川区非木造建物耐震化推進事業補助金支払請求書（別記第１４号様式）により、区長に補助金を請求するものとする。

２　区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに設計補助対象者又はその代理人に補助金を支払うものとする。

第４章　非木造建物耐震補強工事支援事業等

（対象建物）

第２１条　非木造耐震補強工事支援事業の対象となる建物は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、区長が特に認める場合は、この限りでない。

（１）　この要綱による補助金の交付を受けて耐震補強設計が行われた建物であること。

（２）　第４条第１項第１号ア又はイに該当する建物については、地震に対して安全な構造とする旨の特定行政庁（建築基準法第２条第３５号に規定する特定行政庁をいう。以下同じ。）による勧告又は耐震改修促進法に基づく指導を受けたもので、建築基準法に基づく耐震補強工事に係る命令を受けていないものであること。

（３）　第４条第１項第１号ウ、エ又はキに該当する建物については、地震に対して安全な構造とする旨の特定行政庁による勧告又は耐震改修促進法に基づく指導を受けたものであること。

（４）　建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）その他の関係法令等に違反していない建物又は著しい違反のない建物であって、かつ、その違反が工事の際に解消される程度であると区長が認めるものであること。

（５）　国、地方公共団体その他の団体による、この要綱に基づく補助金と同種の助成金等の交付の対象となる建物でないこと。

２　前項の規定にかかわらず、既に非木造建物耐震補強工事支援事業による補助金の交付を受けたことがある建物については、非木造耐震補強工事支援事業の対象となる建物としない。

第２２条　非木造耐震建替え工事支援事業の対象となる建物は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、区長が特に認める場合は、この限りでない。

（１）　この要綱による補助金の交付を受けて耐震診断が行われ、その耐震診断の結果、Ｉｓ値が０．６未満であると診断された建物であること。

（２）　耐震建替え工事後においても耐震建替え工事前の建物の所有者が引き続き所有する建物であること。

（３）　耐震建替え工事後の建物が建築基準法その他の関係法令等に適合し、検査済証の交付を受けることができるものであること。

（４）　第４条第１項第１号ウ又はエに該当する建物については、地震に対して安全な構造とする旨の特定行政庁による勧告又は耐震改修促進法に基づく指導を受けたものであること。

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる建物は、非木造耐震建替え工事支援事業の対象となる建物としないものとする。

（１）　既に非木造建物耐震建替え工事支援事業を受けたことがある建物

（２）　住宅市街地総合整備事業制度要綱（平成１６年４月１日国住市第３５０号）第５の規定に基づき区長が策定し、国土交通大臣の承認を受けた住宅市街地整備計画又は東京都防災密集地域総合整備事業制度要綱（平成１８年３月３１日１７都市整防第８０９号）第１５の規定に基づき区長が策定し、東京都知事の承認を受けたガイドラインにより建替えに伴って拡幅整備を行うものとして位置付けられた現況幅員が６メートル未満の主要生活道路に接する敷地における耐震建替え工事後の建物で、当該主要生活道路の中心線から水平距離３メートル以内に存するもの

（３）　第４条第１項第１号ア、イ、オ及びキに該当する建物

（補助対象者）

第２３条　非木造建物耐震補強工事支援事業について申請することができる者（以下この章において「補強補助対象者」という。）の要件は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。ただし、区長が特に認める場合は、この限りでない。

（１）　第４条第１項第１号アに該当する建物　次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア　当該建物の管理組合又は区分所有者の代表者であること。

イ　あらかじめ、区分所有法その他の法令の定めるところにより、当該建物の耐震補強工事を行うことを集会の決議で決していること。

（２）　第４条第１項第１号イ、ウ、エ又はカに該当する建物　次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア　当該建物の所有者であること。ただし、所有者が法人の場合は、中小企業基本法第２条第１項各号に規定する中小企業者（宅地建物取引業法第２条第３号に規定する宅地建物取引業者を除く。）又は一般法人法第２条に規定する一般社団法人等であること。

イ　住民税等を滞納していないこと。ただし、所有者が法人の場合は、法人住民税等を滞納していないこと。

ウ　当該建物が共同で所有される建物である場合にあっては、共有者全員によって合意された代表者であること。

（３）　第４条第１項第１号オに該当する建物　荒川区町会事務所建設等補助金交付要綱の規定による補助金の交付を申請することができる者であること。

（４）　第４条第１項第１号キに該当する建物　次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア　次のいずれかに該当すること。

（ア）　当該建物の所有者若しくは当該建物を取得しようとするもの（これらの者が法人の場合にあっては、中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項各号に規定する中小企業者（宅地建物取引業法(昭和２７年法律第１７６号)第２条第３号に規定する宅地建物取引業者を除く。）又は一般社団法人等に限る。）又は当該建物の賃借人として、

自ら居住しようとするものであること。

（イ）　当該空き家等の所有者又は賃借人であって、自ら当該建物を使用して地域まちづくりに資する活動を行うもの又は当該活動を行うことについて、当該活動を行う特定非営利活動法人等と覚書を締結したものであること。

イ　住民税等（当該建物の所有者が法人である場合にあっては、法人住民税等とする。）を滞納していないこと。

２　非木造建物耐震建替え工事支援事業について申請することができる者（以下この章において「建替え補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。ただし、区長が特に認める場合は、この限りでない。

（１）　当該建物の所有者であること。ただし、所有者が法人の場合は、中小企業基本法第２条第１項各号に規定する中小企業者（宅地建物取引業法第２条第３号に規定する宅地建物取引業者を除く。）又は一般法人法第２条に規定する一般社団法人等であること。

（２）　住民税等を滞納していないこと。ただし、所有者が法人の場合は、法人住民税等を滞納していないこと。

（３）　当該建物が共同で所有される建物である場合にあっては、共有者全員によって合意された代表者であること。

（非木造建物耐震補強工事支援等の方法）

第２４条　非木造建物耐震補強工事支援事業及び耐震建替え工事支援事業による支援は、これらの工事に要した費用の一部として、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める方法により算定した額を補助する方法により行うものとする。

（１）　非木造建物耐震補強工事支援事業

ア　第４条第１項第１号アに該当する建物　耐震補強工事に要した費用の３分の２（１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、１棟につき１０，０００，０００円を限度とする。

イ　第４条第１項第１号イに該当する建物　耐震補強工事に要した費用の２分の１（１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、１棟につき５，０００，０００円を限度とする。

ウ　第４条第１項第１号ウ又はキに該当する建物　耐震補強工事に要した費用の５分の４（１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、１棟につき１，８００，０００円を限度とする。

エ　第４条第１項第１号エ、オ又はカに該当する建物　ウに掲げる額とする。

（２）　非木造建物耐震建替え工事支援事業

耐震建替え工事に要した費用の５分の４（１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、１棟につき２，０００，０００円を限度とする。

（耐震補強工事等に要する費用に係る補助金の交付の内定申請等）

第２５条　補強補助対象者又は建替え補助対象者（以下この章において「補助対象者」という。）は、耐震補強工事等（耐震補強工事及び耐震建替え工事をいう。以下同じ。）に要する費用に係る補助金の交付の内定を受けようとする場合は、別表に掲げる添付書類を添えて荒川区非木造建物耐震化推進事業補助金交付内定申請書（別記第８号様式）により、区長に申請するものとする。

２　前項の規定による申請を行うことができる期間は、第１０条の規定により実施された耐震診断

の事業が完了した日から、同日から５年を経過する日の属する年度の末日までとする。ただし、区長が相当な理由があると認める場合は、この限りでない。

３　区長は、第１項の規定による申請があったときは、内定の可否及び内定した場合は補助金の交付内定額を決定するとともに、荒川区非木造建物耐震化推進事業補助金交付内定可否決定通知書（別記第９号様式）により、当該申請をした補助対象者にその決定の内容を通知しなければならない。

４　区長は、前項の内定の決定に際しては、別紙３の条件を付すものとする。

（事業計画の承認）

第２５条の２　補助対象者は、耐震補強工事等が複数年度にわたる場合については、その初年度に係る前条第１項の規定による申請をする前に、別表に掲げる添付書類を添えて、荒川区非木造建物耐震化推進事業事業計画（承認・変更承認）申請書（別記第１号様式の２）を区長に提出し、耐震補強工事等に係る事業費の総額、年度ごとの出来高、事業完了予定時期等（以下この項において「承認事項」という。）について、区長の承認を得なければならない。区長の承認を得た承認事項を変更する場合も、同様とする。

２　区長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認することを決定したときは荒川区非木造建物耐震化推進事業事業計画（承認・変更承認）可否決定通知書（別記第２号様式の２）により、当該申請をした補助対象者に通知しなければならない。

（申請の取下げ）

第２６条　第２５条第１項の規定による申請をした者（次条第１項において「申請者」という。）は、耐震補強工事等の実施が困難となる事情が生じたときは、速やかに、当該申請を、別表に掲げる添付書類を添えて、荒川区非木造建物耐震化推進事業補助金交付内定申請取下書（別記第１０号様式）により、取り下げなければならない。

（耐震補強工事等の実施等）

第２７条　第２５条第２項の規定による補助金の交付内定通知を受けた申請者（以下「工事補助内定者」という。）は、希望する業者と速やかに耐震補強工事等に係る請負契約を締結するものとする。

２　工事補助内定者は、耐震補強工事等に係る請負契約の締結後、速やかに耐震補強工事等に着手するとともに、別表に掲げる添付書類を添えて、荒川区非木造建物耐震化推進事業着手届（別記第１１号様式）を、区長に提出するものとする。

（耐震補強工事等に要する費用に係る補助金の交付申請等）

第２８条　工事補助内定者は、耐震補強工事等が完了したときは、別表に掲げる添付書類を添えて、荒川区非木造建物耐震化推進事業完了報告書兼補助金交付申請書（別記第１２号様式）を、区長に提出するものとする。

２　区長は、前項の規定による申請があったときは、耐震補強工事等が完了したことの確認及び当該申請に係る内容の審査をし、補助の可否及び補助する場合は補助金の交付額を決定するとともに、荒川区非木造建物耐震化推進事業補助金交付可否決定通知書（別記第１３号様式）により、当該申請をした工事補助内定者にその決定の内容を通知しなければならない。

３　区長は、前項の交付の決定に際しては、別紙２の条件を付すものとする。

（受領の委任）

第２８条の２　前条第２項の規定による通知を受けた工事補助内定者（以下「工事補助対象者」と

いう。」）は、工事補助対象者が代理人として認めた者（以下「代理人」という。）に補助金の受領を委任することができる。

（建築耐震補強工事等に要する費用に係る補助金の請求等）

第２９条　工事補助対象者は、速やかに荒川区非木造建物耐震化推進事業補助金支払請求書（別記第１４号様式）により、区長に補助金を請求するものとする。

２　区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに工事補助対象者又はその代理人に補助金を支払うものとする。

第５章　分譲マンション耐震アドバイザー派遣事業

（分譲マンション耐震アドバイザーの派遣）

第３０条　区長は、分譲マンションの耐震化の推進を図るため、管理組合又は区分所有者の代表者に対して耐震化に関する専門的な助言等を行う、第３９条の規定により区に登録された分譲マンション耐震アドバイザー（以下「分譲マンション耐震アドバイザー」という。）を分譲マンション１棟につき３回までを限度とし、派遣することができる。

（対象建物）

第３１条　分譲マンション耐震アドバイザー派遣事業の対象となる建物は、区内にある分譲マンションであって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、区長が特に認める場合は、この限りでない。

（１）　昭和５６年５月３１日以前に建築された建物であること。

（２）　建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）その他の関係法令等に違反していない建物又は著しい違反のない建物であって、かつ、その違反が工事の際に解消される程度であると区長が認めるものであること。

（申請者）

第３２条　分譲マンション耐震アドバイザー派遣事業について申請することができる者は、当該対象建物の管理組合又は区分所有者の代表者とする。

（派遣の申請）

第３３条　前条の要件を満たす者が、分譲マンション耐震アドバイザーの派遣を受けようとする場合は、別表に掲げる添付書類を添えて荒川区分譲マンション耐震アドバイザー派遣申請書（別記第１５号様式）により、区長に提出するものとする。

２　前項の規定による申請に際しては、申請者は派遣を依頼する分譲マンション耐震アドバイザーを選定し、区長に届け出るものとする。

３　区長は、第１項の規定による申請があったときは、派遣の実施の可否を決定するとともに、その決定内容を申請者に荒川区分譲マンション耐震アドバイザー派遣可否決定通知書（別記第１６号様式）により、通知しなければならない。

４　区長は、前項の派遣の決定に際しては、別紙４の条件を付すものとする。

５　区長は、派遣の実施を決定したときは、第２項の規定により申請者から届出のあった分譲マンション耐震アドバイザーに対して、派遣の実施を荒川区分譲マンション耐震アドバイザー派遣依頼書（別記第１７号様式）により依頼した上、派遣するものとする。

（申請の取下げ）

第３４条　申請者は、分譲マンション耐震アドバイザーの派遣の実施が困難な状況が生じたときは、速やかに前条第１項による申請を別表に掲げる添付書類を添えて荒川区分譲マンション耐震ア

ドバイザー派遣申請取下書（別記第１８号様式）により、取り下げなければならない。

（派遣の実施等）

第３５条　分譲マンション耐震アドバイザーは、派遣の結果について、速やかに別表に掲げる添付書類を添えて荒川区分譲マンション耐震アドバイザー派遣実施結果報告書（別記第１９号様式）により、申請者及び区長に報告するものとする。

２　区長は、前項の規定により報告書が提出されたときは、派遣が完了したことを確認するものとする。この場合において、区長は、確認のために必要があると認めるときは、分譲マンション耐震アドバイザーに対して報告及び資料の提出を求めることができる。

３　分譲マンション耐震アドバイザーは、前項の規定による求めがあったときは、速やかに応じなければならない。

（分譲マンション耐震アドバイザーの報償の支払い）

第３６条　区長は、分譲マンション耐震アドバイザーに対し、派遣１回につき３１，３００円の報償費を支払うものとする。

（分譲マンション耐震アドバイザーの業務）

第３７条　分譲マンション耐震アドバイザーは、次の事項に関することを行うものとする。

（１）　建物現地調査の実施（建物目視調査、設計図書確認、建物修繕履歴確認等）

（２）　耐震化についての必要性や技術的な助言

（３）　耐震化に向けた区分所有者間の合意形成についての支援

（４）　非木造建物耐震化推進事業制度及び各種助成制度に関する助言

（分譲マンション耐震アドバイザーの要件）

第３８条　分譲マンション耐震アドバイザーは、次に掲げる要件の全てに該当する者でなければならない。

（１）　一級建築士又はマンション管理士の資格を有すること。

（２）　区内の事業所に所属し、かつ、区と連携して防災ボランティア活動等を行う意欲を持っていること。

（３）　耐震化に関する専門的な知識及び経験を有すること。

（４）　非木造建物耐震化推進事業制度の趣旨を理解し、現地において耐震化に関する助言ができること。

（５）　前条の業務の履行により発生した問題に対して適切な対応ができること。

（分譲マンション耐震アドバイザーの登録）

第３９条　前条に規定する要件に該当する者は、区長に対して、分譲マンション耐震アドバイザーとしての登録を別表に掲げる添付書類を添えて荒川区分譲マンション耐震アドバイザー登録申請書（別記第２０号様式）により、申請することができる。

２　区長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、前条の要件を満たしていると認めるときは、荒川区分譲マンション耐震アドバイザー登録名簿（別記第２１号様式）に登録するものとする。

３　区長は、前項の審査に当たり必要と認めるときは、申請者に対して、報告及び資料の提出を求めることができる。

４　申請者は、前項の規定による求めがあったときは、速やかに応じなければならない。

５　区長は、第２項の規定により分譲マンション耐震アドバイザーとしての登録をしたときは、申

請者に対して荒川区分譲マンション耐震アドバイザー登録決定通知書（別記第２２号様式）により、登録したことを通知するものとする。

６　分譲マンション耐震アドバイザー登録名簿は、公開する。

（分譲マンション耐震アドバイザーの登録取消し）

第４０条　区長は、分譲マンション耐震アドバイザーが次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すことができる。

（１）　第３８条に規定する要件を満たさなくなったと区長が認めたとき。

（２）　分譲マンション耐震アドバイザーとして不適当な行為があったと区長が認めたとき。

（３）　分譲マンション耐震アドバイザーが登録の取消しを申し出たとき。

２　前項第３号に規定する申し出をした者は、別表に掲げる添付書類を添えて荒川区分譲マンション耐震アドバイザー登録取消申出書（別記第２３号様式）により、区長に提出するものとする。

３　区長は、第１項の規定により登録の取消しを決定したときは、決定内容を当該分譲マンション耐震アドバイザーに荒川区分譲マンション耐震アドバイザー登録取消通知書（別記第２４号様式）により、通知するものとし、登録名簿から削除する。

第６章　雑則

（委任）

第４１条　この要綱に定めるものを除くほか、非木造建物耐震化推進事業制度の施行に必要な事項は、防災都市づくり部長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２０年１２月１０日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２１年　８月１０日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２２年　６月　１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２２年　８月２０日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２３年１０月１３日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年　４月　１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２５年　４月　１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年　４月　１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年　４月　１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年　４月　１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３１年　１月１０日から施行する。

附　則

１　この要綱は、令和　元年　６月１７日から施行する。

附　則

１　この要綱は、令和　元年１０月　９日から施行する。

２　改正後の荒川区非木造建物耐震化推進事業制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる第８条第１項、第１６条第１項又は第２５条第１項の規定による申請に係る補助金について適用し、同日前になされた第８条第１項、第１６条第１項又は第２５条第１項の規定による申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、令和　６年１２月　２日から施行する。

２　改正後の荒川区非木造建物耐震化推進事業制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる第８条第１項、第１６条第１項又は第２５条第１項の規定による申請に係る補助金について適用し、同日前になされた申請に係る補助金については、なお従前の例によるものとする。

３　この要綱の施行の際、現にあるこの要綱による改正前の様式による用紙は、この要綱の施行後においても当分の間、所要の修正を加え使用することができる。

附　則

１　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

２　改正後の荒川区非木造建物耐震化推進事業制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる第８条第１項、第１６条第１項又は第２５条第１項の規定による申請に係る補助金について適用し、同日前になされた申請に係る補助金については、なお従前の例によるものとする。

３　この要綱の施行の際、現にあるこの要綱による改正前の様式による用紙は、この要綱の施行後においても当分の間、所要の修正を加え使用することができる。

別紙１（第８条関係）

補　助　内　定　条　件

次に掲げる事項を条件として交付するものとする。

第１　事業の着手の届出

診断補助内定者は、事業（耐震診断をいう。以下同じ。）の着手に当たっては、着手届を区長に提出しなければならない。

第２　承認事項

診断補助内定者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ区長の承認を得なければならない。

（１）　事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

（２）　事業の内容を変更しようとするとき。

（３）　事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

第３　事故報告等

診断補助内定者は、事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通し等を書面により区長に報告しその指示を受けなければならない。

第４　状況報告

区長は、事業の円滑で適正な執行を図るため必要があるときは、診断補助内定者に対して事業の遂行の状況に関し報告を求めることができる。

第５　完了報告

１　診断補助内定者は、事業が完了したときは、速やかに完了報告書兼交付申請書を区長に提出しなければならない。

２　区長は、１の規定による完了報告を受けた場合において必要と認めるときは、診断補助内定者に報告及び資料の提出を求めることができる。

第６　建物所有者の責務

診断補助内定者は、耐震診断の結果、耐震補強工事又は耐震建替え工事の必要があると判定された場合は、当該建物の倒壊防止に必要な措置等を講じるよう努めなければならない。

第７　内定の取消し

区長は、診断補助内定者が次の各号のいずれかに該当したときは、内定に係る決定の全部又は一部を取り消すことがある。

（１）　偽りその他不正の手段により内定を受けたとき。

（２）　内定に係る決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの決定に基づく命令に違反したとき。

（２）実施した事業の内容が、荒川区非木造建物耐震化推進事業制度要綱の趣旨に適合しないと区長が認めたとき。

別紙２（第１１条、第１９条、第２８条関係）

補　助　条　件

この補助金は、次に掲げる事項を条件として交付するものとする。

第１　決定の取消し

区長は、補助対象者（診断補助対象者、設計補助対象者又は工事補助対象者をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

（１）　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（２）　補助金を他の用途に使用したとき。

（３）　補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの交付決定に基づく命令に違反したとき。

第２　補助金の返還

１　区長は、第１の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

２　区長は、補助対象者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

第３　違約加算金及び延滞金

１　第１の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部が取り消され、第２の規定によりその返還を命じられたときは、補助対象者は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年１０．９５パーセントの割合で計算した違約加算金（１００円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

２　第２の規定により補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、補助対象者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金（１００円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

第４　違約加算金の計算

１　補助金が２回以上に分けて交付されている場合における第３の１の規定の適用については、返還を命じられた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じられた額がその日に受領した金額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

２　第３の１の規定により違約加算金の納付を命じられた場合において、納付した金額が返還を命じられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じられた補助金の額に充てるものとする。

第５　延滞金の計算

第３の２の規定により延滞金の納付を命じられた場合において、返還を命じられた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

第６　関係書類の作成保管

補助対象者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後５年間保管しておかなくてはならない。

第７　財産処分の制限

非木造建物耐震化推進事業に対する補助の実施については、荒川区補助金交付規則（昭和６２年荒川区規則第２７号）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

別紙３（第１６条、第２５条関係）

補　助　内　定　条　件

次に掲げる事項を条件として交付するものとする。

第１　事業の着手の届出

補助内定者（設計補助内定者又は工事補助内定者をいう。以下同じ。）は、事業（耐震補強設計、耐震補強工事又は耐震建替え工事をいう。以下同じ。）の着手に当たっては、着手届を区長に提出しなければならない。

第２　承認事項

補助内定者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ区長の承認を得なければならない。

（１）　事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

（２）　事業の内容を変更しようとするとき。

（３）　事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

第３　事故報告等

補助内定者は、事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通し等を書面により区長に報告しその指示を受けなければならない。

第４　状況報告

区長は、事業の円滑で適正な執行を図るため必要があるときは、補助内定者に対して事業の遂行の状況に関し報告を求めることができる。

第５　完了報告

１　診断補助内定者は、事業が完了したときは、速やかに完了報告書兼交付申請書を区長に提出しなければならない。

２　区長は、１の規定による完了報告を受けた場合において必要と認めるときは、診断補助内定者に報告及び資料の提出を求めることができる。

第６　内定の取消し

区長は、補助内定者が次の各号のいずれかに該当したときは、内定に係る決定の全部又は一部を取り消すことがある。

（１）　偽りその他不正の手段により内定を受けたとき。

（２）　内定に係る決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの決定に基づく命令に違反したとき。

（３）　実施した事業の内容が、荒川区非木造建物耐震化推進事業制度要綱の趣旨に適合しないと区長が認めたとき。

別紙４（第３３条関係）

条　　件

分譲マンション耐震アドバイザー派遣事業については、次に掲げる事項を条件として実施を決定するものとする。

第１　決定の取消し等

区長は、申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、派遣の実施について決定した内容を変更し、又は取り消すことができる。

（１）　偽りその他不正の手段により申請を行ったとき。

（２）　区長が付した条件又は建築基準法その他の関係法令等に違反したとき。

別表（第８条、第８条の２、第９条、第１０条、第１１条、第１２条、第１６条、第１６条の２、第１７条、第１８条、第１９条、第２０条、第２５条、第２５条の２、第２６条、第２７条、第２８条、第２９条、第３３条、第３４条、第３５条、第３９条、第４０条関係）

申請書の種類	添付書類の種類
荒川区非木造建物耐震診断補助金交付内定申請書	○建物の所有権及び建築年月日を証する書類の写し ○建物に居住している者の住民票（写）（直近のもの）（第４条第１項第１号アからエまでに掲げる建物について申請を行う場合に限る。ただし、当該建物について賃貸借契約が締結されている場合を除く。） ○不在住証明書等の空き家であることを証する書類の写し（第４条第１項第１号キに掲げる建物について申請を行う場合に限る。） ○建物賃貸借契約書又は建物賃貸借契約の締結を証する書類の写し（第４条第１項第１号イ及びエに掲げる建物について申請を行う場合に限る。） ○賃貸借契約確約書、売買契約書その他補助対象建築物を賃借し、又は購入することを証明する書類の写し（第４条第１項第１号キに掲げる建物について申請を行う場合に限る。） ○地域まちづくりに資する事業を行うことの事業計画書（第４条第１項第１号キに掲げる建物について申請を行う場合に限る。） ○住民税納税証明書（直近１年分の納めるべき額を全て納付していることを確認できるもの）（分譲マンションの場合を除く） ○国民健康保険料納付済額証明書（直近１年分の納めるべき額を全て納付していることを確認できるもの）（分譲マンションの場合を除く） ○設計図書（案内図、配置図、平面図、立面図）（設計図書が備えられていない場合はこの限りでない。） ○見積書 ○工程表（概要） ○一級建築士免許証の写し ○代表者承諾書（建物の所有者が複数の場合（申請者が分譲マンション管理組合の場合を除く）） ○地縁団体台帳の写し（申請者が町会の場合） ○法人現在事項全部証明書（写）（申請者が法人の場合） ○法人住民税納税証明書（写）（申請者が法人の場合（直近のもの）） ○管理組合の規約、耐震診断を受ける旨が記載された書面及び理事長であることを証する書類（申請者が分譲マンション管理組合の場合）
荒川区非木造建物耐震化推進事業事業計画（承認・変更承認）申請書	○工程表（概要） ○見積書（概要） ○その他区長が必要と認めた書類
荒川区非木造建物耐震診断補助交付内定申請取下書	○荒川区非木造建物耐震診断補助金交付内定可否決定通知書
荒川区非木造建物耐震診断着手届	○契約書の写し ○工程表
荒川区非木造建物耐震診断完了報告書兼交付申請書	○領収書又は代金の精算が証明できる書類の写し ○耐震診断報告書 ○診断費の請求書の写し（受領委任の場合）

	○受領委任状（受領委任の場合）
荒川区非木造建物耐震化推進事業補助金交付内定申請書	○建物の所有権及び建築年月日を証する書類 ○耐震診断報告書の写し ○住民票（写）（直近のもの）（第４条第１項第１号アからエまでに掲げる建物について申請を行う場合に限る。ただし、当該建物について賃貸借契約が締結されている場合を除く。） ○不在住証明書等の空き家であることを証する書類（第４条第１項第１号キに掲げる建物について申請を行う場合に限る。） ○建物賃貸借契約書又は建物賃貸借契約の締結を証する書類の写し（第４条第１項第１号イ及びエに掲げる建物について申請を行う場合に限る。） ○賃貸借契約確約書又は売買契約書その他補助対象建築物を賃借し、又は購入することを証明する書類の写し（第４条第１項第１号キに掲げる建物について申請を行う場合に限る。） ○地域まちづくりに資する事業を行うことの事業計画書（補助対象者が第５条第１項第４号ア（イ）の場合に限る。） ○住民税納税証明書（直近１年分の納めるべき額を全て納付していることを確認できるもの）（分譲マンションの場合を除く） ○国民健康保険料納付済額証明書（直近１年分の納めるべき額を全て納付していることを確認できるもの）（分譲マンションの場合を除く） ○見積書 ○工程表（概要） ○代表者承諾書（建物の所有者が複数の場合（申請者が分譲マンション管理組合の場合を除く）） ○町会及び防災区民組織に対する助成金交付決定通知書（写）（申請者が町会の場合） ○法人現在事項全部証明書（写）（申請者が法人の場合） ○法人住民税納税証明書（写）（直近のもの）（申請者が法人の場合） ○管理組合の規約、申請する事業（耐震補強設計又は耐震補強工事）を行う旨が記載された書面及び理事長であることを証する書類（申請者が分譲マンション管理組合の場合） ○土地全部事項証明書又は土地の所有権を証する書類（耐震補強工事又は耐震建替え工事の場合） ○土地の所有者の承諾書（借地又は所有者が複数いる場合で、耐震補強工事又は耐震建替え工事の場合） ○耐震補強設計に関する評定書（写）（延べ面積５００平方メートル以上の建物の耐震補強工事の場合） ○工事に関する設計図書（案内図、配置図、平面図、立面図等工事の内容が明示された書類）（耐震補強工事又は耐震建替え工事の場合） ○現況写真（カラー）（耐震補強工事又は耐震建替え工事の場合）
荒川区非木造建物耐震化推進事業補助金交付内定申請取下書	○荒川区非木造建物耐震化推進事業補助金交付内定可否決定通知書
荒川区非木造建物耐震化推進事業着手届	○契約書の写し ○工程表（年度ごとの出来高がわかるもの） ○確認済証(建築物）の写し及び確認申請書(建築物）（第一面から第

	五面まで）の写し（耐震建替え工事の場合）
荒川区非木造建物耐震化推進事業完了報告書兼交付申請書	○領収書又は代金の精算が証明できる書類の写し ○事業費の請求書の写し（受領委任の場合） ○受領委任状（受領委任の場合） ○耐震補強工事に関する設計図書（案内図、配置図、平面図、立面図、構造図、構造計算書等工事の内容が明示された書類）（耐震補強設計の場合） ○耐震補強設計に関する評定書（写）（延べ面積が５００平方メートル以上の建物の場合）（耐震補強設計の場合） ○工事の状況（着手前・工事中・完了後）が把握できる写真（カラー） ○検査済証（建築物）（写）、設計図書（案内図、配置図、平面図、立面図）（耐震建替え工事の場合） ○建物全部事項証明書又は建物の所有権を証する書類（耐震建替え工事の場合） ○住民票（写）（補助対象者が第５条第１項第４号ア（ア）の場合に限る。）
荒川区分譲マンション耐震アドバイザー派遣申請書	○建物の所有権又は建築年月日を証する書類の写し ○管理組合の規約及び理事長であることを証する書類
荒川区分譲マンション耐震アドバイザー派遣申請取下書	○荒川区分譲マンション耐震アドバイザー派遣可否決定通知書
荒川区分譲マンション耐震アドバイザー派遣実施結果報告書	○配布資料、出席者名簿、議事録等
荒川区分譲マンション耐震アドバイザー登録申請書	○一級建築士免許証の写し又はマンション管理士登録証の写し ○事業所が荒川区にあることを証する書類の写し ○経歴書
荒川区分譲マンション耐震アドバイザー登録取消申出書	○荒川区分譲マンション耐震アドバイザー登録決定通知書

※上記添付書類のほか、区長が特に必要と認めるもの。